

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇監査公告 昭和二十八年年度鳥取東高等学校外二十三箇所定期監査の結果公表

## 監査公告

### 鳥取県監査公告第百一十一号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和二十八年年度にかかる県立各高等学校並びに盲、ろう学校の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和二十九年十一月二日

鳥取県監査委員 木 南 貞 治  
加 藤 定 治  
角 田 健 太 郎

### 監査執行個所

### 監査執行年月日

鳥取東高等学校	昭和二十九年五月十三日
鳥取高等学校	"
八頭高等学校	"
境高等学校	"
境水産高等学校	"
日野産業高等学校	"
根雨高等学校	"
米子南高等学校	"
養良農業高等学校	五月二十日
倉吉農業高等学校	五月二十一日
河北農業高等学校	"
鳥取農業高等学校	五月二十二日
智頭農林高等学校	"
鳥取西高等学校	五月三十一日
米子東高等学校	"
米子工業高等学校	六月二日
米子西高等学校	六月三日

法勝寺農業高等学校	"	六月四日
由良育英高等学校	"	"
倉吉東高等学校	"	"
倉吉西高等学校	"	"
青谷高等学校	"	六月七日
鳥取盲学校	"	八月三十一日
鳥取ろう学校	"	"

監査概評

昭和二十八年年度に係る県立高等学校の定期監査は、昨年度の監査結果と比較し、執行したのであるが、その結果未だなお検討すべき問題が多い。高校再編については、数次にわたる変革を経た後、本年度二十二校に再分離し、名目的統合による欠陥の一部は解消は正され、更に一部通学区の制限緩和をはかつたことは妥当な措置である。しかしながら、入学選抜の結果によつても学校差が認められ、従来の人為的統制による機会均等の觀念は根本的に是正されなければならぬものとかんがえるので、施

設、課程、募集定員、職員配置等基本的事項について考究すべきである。各校とも校舍その他諸施設の増改築、補修の問題、需要経費の不足等によつて、学校運営に幾多の支障を生じているものと認められたので、これらの問題については県財政の事情もあろうが、充分検討し、高校教育の振興に一層努力されるよう切望する。

一 男女共学制について

各校とも男女共学制については円滑に運営されているものと認められるが、入学率からみると旧女学校に女子が増加し、その反面旧中学校に男子生徒が多いといった状況で運営に相当若慮している学校も見受けたので、施設設備の充実、設置課程、応募定員及び学区制等について考究改善すべきものと認めた。

二 定時制教育について

定時制課程運営上の諸問題については、毎回監査の際指摘し言及してあるところであるが、各校とも新教育の振興について相当苦慮している。特に中心校における定時制の存廃について考究されたいが、分校の施設整備状況をみても内容設備の不完備、実習施設の不充

分等根本的検討を要するものがあるので当局の善処を望む。

三 施設整備五ヶ年計画の推進について

高校整備五ヶ年計画を樹立し本格的に整備期に入っているが、中には老朽建物で計画期まで放置できない危険校舎があるので、これらについては早急に応急的補強工事を行うことが肝要と認めた。また産業教育振興法の適用を受けるものについては本計画に調整し総合的推進するよう留意された。

四 施設設備の充実について

産業教育振興法に基き実業高校に対する施設設備は逐次充実整備されていることは真に結構のことであるが、これらの中には実情に即し難いもの或いは、機械器具等で設備費の予算的措置を講じてないため充分活用してないもの等がある。これらの諸点について今後充分留意し、一層効果的に活用すべきと認めた。なお教具教材等にしても各校共相当古いものを保有し現在教育に資しないものも見受けたのでこの点特に留意願

たい。

五 実験実習費について

実業教育特に工業科課程における実験実習費は果費で見られず生徒負担として辛うじて実習を行っている実情である。また一部には電力料、機械器具類の維持費等の配当予算が僅少のため授業に制限を加えている学校も見受けられたが、これら実業教育に必要な経費は予算措置を講じ、教育運営に支障をきたさないよう留意すべきものと認めた。

なお、中には実習によつて生産収入を伴うものがあるが、これらの管理についても公的には何等措置していない。生産収入を財源とする歳出予算(実習費)を計上することも考えられるので当局の考究を望む。

六 予算執行と配当の適正化について

各学校共、予算執行は無計画である、特に配当予算内容を見ても主務課が一手にこれを握りその意図するままに随時、しかも極めて細分化し令達しているので学校行事その他実情に即し難いものがある。これらは年間

或いは期別の予算内示を早期に行い、計画的に執行せしめることが緊要と認められた。なお前述の如く実業高校に対する機械器具類の維持費及び電力料等義務的経費の配分については実情調査の上、適正に令達すべきである。

七 運営経費について

各学校共旅費、需要費等運営経費に相当苦慮し、当然果費支弁すべきものをPTAその他後援団体の経費に依存している実情である。特に経費不足による運営の困難性は充分察知できるが、いたづらに他経費に依存することは観念的にも是正すべきであつて、不足経費の予算措置等について当局は根本的に考究すべきである。

八 教育財産管理について

財産管理の問題については漸次、完璧を期すべく努力しているが中には財産台帳を整備していないもの、校地その他建物の無籍のもの、或いは土地関係で所有区分の不明のもの等が見受けられたがこれらは早急整備

し管理の万全を期すべきである。

九 管繕工事について

一般管繕工事は学校独自の計画により施工しているものがあるが、施工に当つて設計書、仕様書もなく工事監督もしていない実情である。軽易のものを除くほか直接本庁主務課が施工することが効果的と思われるので考究されたい。

一〇 特別会計運営について

特別会計の運営状況は概ね收支の均衡を保ち経営の合理化に努力しているが、個々について見ると、なお考究改善の余地があるので今後一層努力されたい。なお農業実習における事務処理はすべて委員会当局で定められた県立学校実習特別会計運用規程によつて行われているが形式的処理に終り実効を期し難いものがある。また定期制分校における農場管理生産物処理等についても何等措置せず放置していることは遺憾である。これらの諸点について早急善処すべきである。

鳥取東高等学校

昭和二十九年五月十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

木 南 貞 治

監査概況

一 校舍施設の補修整備は年々実施しているが予算僅少のため要修理個所に追われ纏つた整備の出来難い現状は遺憾である。即ち修繕料十一万三千円は殆んど窓硝子修理費に当て工事請負費二千三万円は屋根葺替に終つてゐる。北校舎は葺替修理後二ヶ月で雨漏りを生じており雨樋の破損等により土台を洗い耐久年数を縮めているものを認めた。

二 本校々舎は總体的に老朽が甚だしく二十八年度南校舎の壁塗替、中校舎の板張補強を実施したが、高等学校整備計画により二十九年度鉄筋コンクリート造り二階建一棟建設の模様で結構である。地元寄附金、その他財源の確保に努め計画の実現方望む。

三 本校敷地は濕地帯で排水が悪く降雨の場合は困惑している。二十八年度はPTA経費により土砂を購入し

整地しているが側溝を整備し排水に対する方策を考究されたい。

四 休養職員を年々生じており生徒の休学者も現在五名ある、健康管理に一段と留意されたい。

五 出納経理は概ね適正と認められたが事務処理で左の点留意されたい。

- 1 入学志願書の整理が不十分である。受付簿によれば二三四人であるが志願書は二〇九枚第二次募集一七枚計二二六枚で八枚保管不明となつてゐる。
- 2 本校運動場は借用地であり、契約期間が満了してゐるので速かに更新契約をすること。
- 3 消耗品出納簿並びに交付簿は事務簡素化と会計規則の面から考究すること。

鳥取高等学校 昭和二十九年五月十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

木 南 貞 治

監査概況

一 本校は実業学校として工業科、農業科、定時制農業科を設置し運営しているが地元民の要望その他により二十九年度岩美校舎は獨立校として分離している。また農業機械課程は農業工業科として土木機械を含めるが得策との案もあるようであり検討を要する。

二 定時制農業科課程が設置されているが、実情は進学する都度生徒数が減少しており勤労青年に対する勉学の機関でありながら全日制課程に合格しなかつたものの予備校的存在にあることは否めず、一年生の進学期に三〇人の退学をしていることを見るに一考を要する。また農業科課程の設置よりもむしろ施設設備の充実した工業科課程の定時制を設置することが適当とも認められるので再検討すべきである。

三 工業、農業実習による生産または収入したものを個々の担任教員において適宜実習材料の購入その他に使用されてきたが校長の決裁を経て措置すべきである。

四 実習用機械器具類の維持費及び電力料等諸経費の不足によつて実習教育が中途半端に陥る向きがあるので

予算の計画的執行が必要である。

五 家庭科施設は不十分である。なお実習において監査当日バラック建校舎内の廊下で石油コンロを使用していたが火災予防上甚だ危険であるので火気の使用について充分留意されたい。

六 弱電、強電、工作(工事)製図各室において実習しているが将来眞の電気技術者になるに帽子をかぶり、その姿勢乱れ、機械器具の取扱が粗雑に流れている状態を見ると今少し精神陶冶が望ましい。

七 経理その他一般事務において左の点留意されたい。

1 授業料徴収事務について諸帳簿の記帳整理を厳格に整理すること。

例えば授業料徴収簿の領收日附と現金出納簿の受入日に誤差を生じている。

2 授業料は月始めに測定し早期徴収に努めること。即ち出納員は期日なく徴收整理に忙殺されている実情にあるが余裕をもつた能率的事務処理が肝要である。

3 実習計画は、各科別に教科指導目標を作成し実施しているが実習において得た成果を記入し、将来の反省参考資料とすることも必要と思考する。

4 本校は諸経費のP・T・A・依存度が高い、当局は実情を検討し配慮すること。

5 財産台帳並びに備品台帳の異動登記を明確にすること。

八頭高等学校 昭和二十九年五月十四日監査  
監査委員 木 南 貞 治

一 本校は全日制普通科、家庭科と定時制を併設しているほか八上、若桜に定時制分校がある。本校舎その他諸施設及び附属設備は概ね良好で学校運営に努力しているものと認められたが国有財産の果有移管促進方については一層積極的に推進すべきである。

二 施設設備の問題については八頭高校充実期成同盟会の積極的な援助によつて整備されていた事は眞に結

構である。

本年度において施設の改善と充実に図られた主なるものは次の通りである。

普通教室	二室	果 費	地元(P.T.A含む)
特別教室	四室	一、三三、〇〇〇円	一、五〇〇、〇〇〇円
図書館	一棟	三三、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円

三 経理出納その他事務について次の点留意された。

1 校有地(同窓会購入土地二、三一九坪)の土地調査を見ると中に果有地と思われるものがあつたので調査の上明確を期すること。

2 財産収入家屋賃付料として校長公舎、教員住宅に對し六、六〇〇円調定収入しているが、借用契約書は二六、三、三一限りであり契約期限が満了しているので早期契約更新をすること。

3 授業料徴収事務は厳格且つ実態に即応した取扱をなすべきであつて経済情勢の悪化している現今毎月十日迄に納入すべく督促されつつあるが毎日少額

なりと納入されているにもかかわらず保管期間があり、県金庫払込みと同時に徴収された如く処理しているが適当でない。また休学、退学、転出、復学等各種願書の取扱についても願書提出前に調定増減をなしている実例が発見されたが改めること。  
 なお八上、若桜分校に対する授業料徴収に当つては担任教員が徴収し出納員に引継をしているが責任の所在を明確にすべきである。  
 4 正規の手続きが多額の物品を購入しており予算執行が極めて杜さんでその整理も不徹底につき適正を期すること。

境高等学校 昭和二十九年五月十八日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

一 本校は昭和二十八年十一月水産科を分離獨立せしめ、全日制普通科、家庭別科及び定時制夜間部普通科の課程によつて概ね円滑に運営しているものと認められた

がしかしながち、年度当初職員定数減に加えて分離に伴い教務運営になみなみならぬものがあり、高等学校費支弁職員、定時制高等学校費支弁職員及び時間講師(P・T・A一部負担)等全職員を全体的な見地から再配分し、晝夜兼任授業を行つているなど教職員配当に無理な点があるので当局は実情検討の上善処すべきである。  
 二 運動場のトラック建三棟立退き方促進については毎年監査時指摘要望しているが、教育委員会としても協力し実現を計られたい。  
 三 体育館の建築要望がある現在講堂との兼用は不便のように見受けた。  
 四 家庭別科二年制が二十九年年度より三年制となつたため二教室不足し水産校舎に收容しているので普通教室が急がれる。なお被服室の設置、調理室、理科室施設の整備充実も必要と認められた。  
 五 本校は数年来休養職員を一名も出さず健康管理に務めている、他校に比し賞さんすべき事である。

六 定時制課程時間講師に対する給与は実質的には夜間兼任であり超過勤務であるにもかかわらず過少額と見受けられ、また給与額決定の基礎が明確でない。当局の留意を望む。

七 入学選校の結果入学許可したものの中許可取消を願出たもの一三件あり殆んど島根県出身者であるが、県外生の入学志望については当該校と十分連絡し募集計画に支障を生せしめないよう留意されたい。

八 会計経理は適正と認められたが事務処理で次の点留意改善されたい。

1 財産台帳に校有地の記録がない、なお校舎前の道路は校有地として寄附された記録があるも登記面は町有地となつているので明確を期すること。

2 備品の出納整理が不十分である。特に本校は米子南校、水産高校と分離した関係もあるが保管転換その他の処理は厳格にすること。

3 校具、教具の中にはP・T・A・購入物件があり、これが管理については学校当局が当つているが、これ

らは必ず現物寄附の手続を経て学校財産として管理するよう措置すること。

境水産高等学校 昭和二十九年五月十八日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

一 本校は境高等学校に統合設置されていた水産科を年度中途分離獨立し再び水産教育單獨校として再発足したが、近年諸施設は漸次整備し懸案の小型練習船建造についても産業教育振興法による補助一百万円、学校後援団体寄附百五十万円を加え建造費七百八十五万円をもつて本年一月進水翌二月八日廻航し、無線施設、漁具等も一応完備したので今後は卒業生の免許資格も向上することとなつたが、運営の万全を期するよう留意されたい。

二 本校生徒一部には種々問題がおこつたようだが生徒会指導については極力努力を払い注意すべきである。

三 教室の不足、校長室、事務室、宿直室、衛生室、講

堂等なく不便しているので善処を望む。

四 漁業無線別科の施設が不十分である。なお本科、一ケ年制であるが将来三ケ年制を考慮すべきである。

五 漁撈科実習船として、わかどり、朝風丸の二船を持つているも船付場がないため現在県の監視場を借用しているが、学校としては至急設置方を望んでいる。

六 漁撈実習は「わかどり」(三一屯)「朝風」(一三屯)の二船により棧船底曳網漁業及び飛魚流し網漁業、縫切網漁業等を実施し漁網その他漁具の製作を行っているが、実習教育に当つては漁獲増加についても留意し冬季漁業最盛期における漁撈については慎重に検討の上計画されたい。なお実習に要する諸経費の予算化につき当局の配意が肝要と認める。

七 漁撈課程生徒乗組員の障害補償については今後研究の上解決されたい。

八 製造実習は本年度国際罐詰株式会社と協約し、販路の確保、製造技術の指導、原料仕入等につき会社側の協力を得て成果を挙げつつあるものと認めしたが、委託

実習に伴う生産物払下価格についても十分検討された

九 出納経理その他一般事務の処理は適正と認めしたが漁撈試験による生産物を水産業会に売却する場合手数料を差引き調定収納していたので收支混同せず明確なる処理を望む。

日野産業高等学校 昭和二十九年五月十九日監査

監査委員 木 南 貞 治

角 田 健 太 郎

監 査 概 況

一 校舍その他建物の管理状況は概ね適正に行われているが一般に雨漏、荒廃、腐朽箇所が多く、中には元倉庫を教室に改造したもので採光、音響共に不完全なものもあるので当局の配意を望む。

二 昨年一月焼失した校舎の復旧は工費三百万円をもつて着工し、建築中であつたが工事が相当遅れていたの

三 当校の全日設置課程は農林、畜産の二課程があるが農林課程に必要な木工室も罹災後復旧されず諸設備も不完備である。教育の機会均等の観点からも実習教育に必要な施設は整備充実すべきである。

四 防火管理については校舎が高台にあるにもかかわらず防火施設としては見るべきものがなく従来から貯水池設置を要望していたが幸い山間よりの流水も相当あり校地の空闲地を利用すれば容易に設置することも可能と思われるので当局の考究を望む。

五 特別会計の運営状況はその收支の均衡を保ち本年度において約六万余円の剰余を生ずる見込であつたが本校並びに分校実習地の管理面においてなお検討を要するものがある。実習経営の合理化を計れば更に増収を期し得るものと認めためたので考究されたい。なお耕種及び経営計画から生産処理は系統的記録整理されていたが、中には担当部門別に見るとその計画が区々で内容において計数的に明確を欠くものがあつたので今後留意されたい。なお各分校の実習管理の方法について遺

漏のないようされたい。

六 経理出納その他事務処理に当つて次の点留意された

- 1 生産物の売却及び転用処分は生産主任に一任の形で売却処分後引継を行っている関係で出納員が生産実数を把あくしていない。
- 2 生産物売却代金は後日取纏め出納員に引継しているので日々未調定が生じている収入事務の迅速化と適正化に努めること。
- 3 供米、生繭、たばこ等団体払下代金は生産主任個人の預金とし数ヶ月後公式に出納員に現金引継しているが改めること。
- 4 牛乳処理手数料として黒坂酪農組合外三組合の生乳を冷却処理しその手数料を徴収しているが出納員の保管が長いので早期に納入すること。

根雨高等学校 昭和二十九年五月十九日監査

監査委員 木 南 貞 治

角 田 健 太 郎

監査概況

一 本校は全日制普通科四八八名(男子一七四名、女子三一四名)と定時制普通科五二名(男三名、女一九名)を併置し運営しているが当管内の地域的環境と本校の事情からして家庭科設置が必要と考察されるので当局の検討を望む。

二 校舎その他建物の維持管理は良好であるが次の補修箇所を認めたので当局の配意を望む。

1 玄関入口が腐朽し階上教室が危険である早急補修すること。

2 折角揚水施設があるが貯水タンクの破損のため使用不能となつていたので施設活用に留意すること。

3 寄宿舎(現在生徒一五〇名收容)の外柵の補強及び内部の畳替等善処すること。

三 經理出納その他の事務の処理について次の点留意されたい。

れたい。

1 授業料徴収金を収入簿に記帳後現金出納簿に転記しているので改めること。

2 授業料の手持保管が長いので早期に納入すること。

3 備品貸与簿の整理が不充分であるので整理し責任を明確にすること。

4 授業料調定遅延の傾向がうかがわれるので調定人員を把握し早期に調定すること。

米子南高等学校 昭和二十九年五月十九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

一 P.T.A並びに同窓会の献金により運動場の拡張工事が進められている、是れが完成の際は総合運動場として体位向上に資しうることとなり喜びに堪えない。なお完成については県の援助を希望する

二 余子分校舎の土地建物は現在大蔵省管財であり借料は地元町村が負担しているが地元町村を中心に至急買

収するよう望む。

三 女子家庭教室、商業科、タイプライター室兼調査室、女子便所等不足しているが特に女子便所は急を要するものと認めた。

四 本校借用地中には校友会分があるので果に寄附手續するよう希望する。

五 本校養護教諭の勤務は本校(余子分校を含む)以外に米子東校(夜間も含む)法勝寺校の受持のようだが過重と認められたので検討されたい。

六 校舎の増築計画を中止したため被服教室の隣が袋になつてゐる、二階でもある有事に備へ避難の措置を講ずべきである。

七 農業実習(水田畑作農業、養蚕蚕及び加工)は生産技術のみに主体を置くことなく、経営上の観点から一層計画的に実施し、生産記録等を通じ收支の合理化、能率化或いは高度多角経営の実現面について実地教育し得るよう農場事務を合理化し特別会計收支事務の適正に一層留意されたい。

八 經理その他一般事務は一応整理されていたが次の点今後改善方留意されたい。

(1) 糶米を供出してゐるが代価は手数料を差引いた残額を調定收納している。手数料は正当科目により支出し收支混同しないこと。

(2) 生産物引継は売却または処分の際にしているが生産のつ度努めて処理すること。なお飼料その他校内処理のもので引継の洩れがあつた。

(3) 生産物の売却に伴う代価を現金領收証により出納員が受領しながら出納簿の整理が出来ていないものがあつた。

養良農業高等学校 昭和二十九年五月二十日監査

監査委員 木 南 貞 治

角 田 健 太 郎

監査概況

一 校舎その他建物は建築以来五十有余年経過した建物もあつて中には早急補修箇所もあり管理が困難のよう

であつたので老朽建物に対する当局の配意を望む。

二 実業教育に必要な施設・備の内容充実については、産振法によつて逐次整備に努力されているが理科設備については何等見るべきものがなく教育上支障を生じているが最少限の内容充実は考慮すべきである。なお産振法により昨年度から充実されている機械器具の中でも附帯設備費が伴っていないため折角の機械器具も死蔵されていたことは遺憾である。眞の実習教育に活用するよう考慮が肝要である。

三 特別会計運営状況は順調であるが事務的処理が形式的に陥る傾向にあるので特に耕種及び経営に必要な基本計画は適確に樹立し計画から生産処理まで系統的に記録整理し経営の合理化を図るべきである。なお前年度監査の際にも指摘した通り農業実習地が散在している關係上実習教育に支障を生じているのでこれらの集団化について地元関係者の協力を得るよう一層努力された。

四 経理出納その他事務処理について次の点留意された

- 1 定時制分校の授業料徴収に当つては担任教員が徴収し出納員に引継しているが担任教員の手持保管が長期に亘つていたので徴収取扱方法につき検討をなし厳格に処理すること。
- 2 生産物処理に当りては出納を明確にし処理の厳正を期すること。例えば、馬鈴薯等の種子は翌年度の作付計画に基き種子を確保せねばならぬものを出納簿によれば皆無である。
- 3 販売代金を農業主任が取扱ひ販売後引継していたものがあるので注意すること。
- 4 販売実習による収入金を掛け売の形式により一時保管し一括調定収入しているものがあつたので現金収入の場合はその都度整理すること
- 5 二十八年産米に係る供出完納奨励金及び超過供出奨励金(二万八百十五円)を二十九年度収納してゐたが年度区分に留意すること。
- 6 農業実習地(国有農地)中貸付書による借地料と

支出額と不突合のものがあつたので調査すること。

7 加工実習による生産物の転用処理が不確実であつたので留意すること。

8 大山分校における実習農地(林有地)から生産される作物の売却管理が放任されているので本校で一括管理すること。

倉吉農業高等学校 昭和二十九年五月二十一日監査

監査委員 木 南 貞 治  
角 田 健 太 郎

監査概況

一 本年度当初河北校舎を分離、河北農業高等学校として獨立せしめたので本校及び河南分校により円滑に運営しているものと認められた。

二 本校は老令建物であり、計画的に補修改造を実施しているが、本年雪害を受けて校舎北側屋根庇の大部分が折損し、当局の配意により応急復旧してゐたが、なお修理箇所が多いので配意されたい。

三 附属建物中、傾斜しているものがあつたが本年度補修し、大農具倉に活用している。一般に本校の建材は頑丈なものが多いので遊閑建物は補修して最高度に活用するよう配意を望む。

四 本校は開校以来長年の歴史があるため基本財産に恵まれているが、特に百十五町歩の学校演習林の撫育管理に努力し、昭和二十四年以来年々計画的に学校造林(人工植栽二五町歩)を実施し、前年度及び本年度相ついで表彰を受けている等、成績優秀である。なお演習林内に設置した果實製炭傳習所の運営についても主管当局と緊密に連携し、それに協力していることは眞に結構である。

五 本校の農業実習特別会計の運営は積極的研究努力によつて適正合理化されており、事務処理も概ね適切と認められたが簡素化の余地がある。また前年度指摘した生徒実習作業衣の点等も直ちに措置したことは結構である。

六 経理、その他の事務につき次の点留意されたい。



1 生産物払下代金はすべて納額告知書により納付せしめていたが、即売による現金は出納員が収納し金庫納入すること。

2 けい印の受払に不備があつたので留意すること。  
3 搾油成績について考究し、今後実習における歩止り、副産物等の記録を整備し、これを活用すること。

河北農業高等学校 昭和二十九年五月二十一日監査

監査委員 木 南 貞 治

角 田 健 太 郎

監査 概況

一 校舎は八頭高校と共に国有財産であるが生徒数(学級数)に比し三教室不足であり現在家事室(疊敷)及び採光のない三面壁の室を活用し、合併授業、二部教授等により辛うじて授業を行つていたが完全授業が得るよう早急善処すべきものと認められた。なお本校の如く獨立高校に対する内容施設設備についても充分配意を望む。

二 農場附属建物(畜舎、加工室、農具舎、倉庫等)は老朽建物であつて倒壊の虞れもあつたので善処された。

三 本校の寄宿舎(二階建一四二坪)は危険建物として現在使用していないが、国有財産と雖も建物管理については充分留意されたい。

四 特別会計收支運管状況は順調であるが生産物、引継及び処分はすべて生産主任(農場主任)が当り出納員としての職務は形式的事後処理であるので今後厳正に処理すべきである。なお耕種及び農場経営に必要な計画は適確に樹立することが肝要である。

五 校地及び農業実習地は民有地であり土地所有者と教育委員会で賃貸借契約を締結しているが、これらの土地は獨立条件として学校後援会が買収し寄附の予定であり、その買収も町村合併等の問題で遅々としていた。またこの借地料約六万円も従来果費負担であつたが、前述の通り本年度から後援団体に肩替をしていたが書類上公式手続が執られていなかったので早急善処すべ

きである。

六 経理出納その他の事務処理に當つて次の点留意された。

1 生産物売払代金の収納事務が著しく遅延している  
収入事務の迅速と厳正処理すること。

2 水路敷地料を玄米をもつて支払つていたが物納は適当でない。

3 生産物転用のものは公式引継せず農場主任の採量により処分していたが、生産物は全量を出納員に引継その後において転用処分とすること。

4 予算執行に当り事前執行は厳に戒しめること。

5 生産物の引継、売却、転用処分等明確を欠ぐものがあつたので嚴格にすること。

6 購入及び修繕等において收支命令権と出納権と混同処理されている関係で事務処理に適切を欠くものがあるので考究すること。

鳥取農業高等学校 昭和二十五年五月二十二日監査

監査委員 木 南 貞 治

角 田 健 太 郎

監査 概況

一 本年度当初、学校再編成により気高高等学校を解消し、青谷校舎を分離獨立せしめて鹿野、美和兩分校をもつ單獨農業校として再出発し、校舎及び実習施設は漸次整備されつゝあるけれども、いまだなお完備するに至っていないので基本的諸施設が緊要である。

二 本校は、地域社会に立脚する農業教育をめざして努力しているものと認めるが淡水漁の増養殖については何ら実習教育の施設がないので湖山池を活用し増養殖の実習教育を行なわしめるよう当局は考慮されたい。

三 全日制農産製造科課程は、新設の実習工場による畜産加工実習を行つていますが施設後なお日浅く本年度は試作程度に終つてゐる。今後経営の見地からも十分研究して生産の増強をはかり学校経営に資されたい。なお女子生徒による染色紡織実習についても、教育実習

の域を逸脱しない限り商品化するよう留意されたい。

四 鹿野分校における演習林の造林は地域産業たる和紙、原木、三極の植栽と相俟つて計画的に行なわれ、本年度果下第二位の成績を収めており、和紙製造施設の新設等地域社会の実情に即結する産業校としての特色をもつていながら分校経営は一般的に職員、施設、経費等と制約されて意の如くならず勢い地元町村の負担援助を余儀なくしている実情であるので県立学校としての設置の主旨にかんがみ基本的な事項については県当局の積極的な配意が肝要と認める。

五 教職員の配属については、財政事項に伴い万全を期することはできないが本校は全日制課程及び定時制各課程を通じて辛じて本校並びに各分校を運営している状況であり、兼任或いは移動教授を行っているが休職者の補充はもとより教職員の充実について当局の配意を望む。

六 前年度に引継ぎ産業教育研究指定校として砂丘開発に創意工夫をかさね鳥取大学、農業試験場とも連携い

し着々とその成果を挙げつゝあるが、地域社会の現状は水田、熟畑主体の農業が多いにもかかわらず本校の実習地は不毛の砂丘地のみで水田等がなく、農業実習特別会計の運営は極めて困難なものがあつて予算額九十七万六千八百四十円に対し、監査時現在収入済額は僅か二十九万四千六十八円にすぎない実情である。従つて支出にあつても収入との均衡上ほとんど不執行に終つており、今後根本的に考慮すべきものと認められた。

七 生産物を收穫引継ぐまでの生産部門の実態把あくが不十分である。実習記済はそのつど的確に記載し、生産物は適時正確に出納員に引継すべきである。

八 生産物收穫物品引継処分簿の外、会計規則様式に基き同類の帳簿を調整しているが、同一内容であり重複をさけ事務簡素化をはかるべきである。

九 砂丘地利用葉煙草耕作は本校の試作より一般農家の普及がめざましいが本年度煙草(エジプト)一、五反耕作について専売公社より指導員を派遣する等、協力を得る五万二千三百円収納している状況である。昭和

二十八年七月風水害により作物に多大の損害を受けており、収益が少ないが、今後は、試作の結果に基き飼料作物による緑化と家畜導入について考慮されたい。

一〇 出納員更迭に伴う引継が充分でない。経理出納について厳正を期せしめられたい。

智頭農林高等学校 昭和二十九年五月三十一日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

#### 監査概況

一 校舎、その他建物管理は一部に雨漏箇所があるほか、適切に管理されているが、昭和二十三年部外団体により建築された収納舎、農具舎(平屋建一〇八坪)及び二十七年において地元智頭町により建築された林産加工室(二階建九六坪)は移管手続が未了であつたので建物管理の面から採納促進に努力されたい、また建物敷地及び運動場の一部(一九九八坪)地元町有、民有地であるがこれらに対しても対策が必要と認められた。

二 生徒数に比し校舎が狭隘で現在図書室、音楽室、選

択科目の教室等は一室で運営しているが、なお普通教室二教室不足し既設の農産加工室、小使室等を改造する予定のようであつたので善処されたい。

三 本校は、全国的にも特色ある学校として新築しているが、実習課程に必要不可欠なる実習地は、水田六反余、畑二反余、演習林一町歩余にすぎず、実習教育運営上不充分と認められるのでこれらの拡充について当局の配意を望む。

四 特別会計の運営状況に概ね収支の均衡を保ち、適正に処理していたが実習運営の基本である耕種、経営計画は各部内別に樹立し計画から生産処理まで系統的に記録整理し、眞の実習教育と直結せしめることが肝要であるので考究されたい。

五 経理その他事務処理についで次の点留意されたい。

- 1 授業料の手持保管が長いので早急に納入すること。
- 2 予算執行計画を樹て経理の万全を期すること。即ち旅費において年度当初は無計画に支給し、年度後半になつて不足を見込み打切支給とか、PTA経費

- に依存している。また燃料にしても木炭価格高騰する十月に七十八俵購入している実情である。
- 3 生産物において、加工すべきものを売却し、原材料費をもつて購入しているものがあつたが、農業教育の立前からして適当でない。
- 4 鶏卵及び生乳の生産記録は日々励行すること。
- 5 演習林の地上権設定を早急行うこと。

鳥取西高等学校 昭和二十九年五月三十一日監査

監査委員 木 南 貞 治

監査概況

一 本校は全日制普通科、商業科及び家庭科と定時制(夜間)普通科、商業科を併置する総合高等学校であり、更に通信教育部を置くほか、附属幼稚園を有し、総合教育の実を挙げるべく努力しているが、生徒定員が多く、組織の過大等の上、普通課程と実業課程を併有している関係上その運営管理に至難の点が認められるけれども、総合運営について今後一層の努力を望む。

二 教具教材の充実については、生徒数に比し不十分である。特に机、椅子、理科関係教具等は旧來のものが多く日常教育に支障を生ずる面も尠くないようである。これらの充実については財政上、一挙に整備することは望めないとしても漸次整備し、高校教育の実を挙げよう一層配意を望む。

三 校舎、その他建物の管理は概ね適切であるが、第二校舎は老朽校舎であつて天井及び側壁等脱落箇所もある。また第一校舎の体育館は床板が相当老朽しているのでこれらの補修について配意を望む。

四 出納経理、その他の事務処理について次の点留意された。

- 1 授業料収納に当り、現金出納簿の記帳が遅れているものがあるが、収納のつ度記帳整理すること。
- 2 授業料収納に際し、全日制と定時制と記帳誤しているものがあるので留意すること。
- 3 鳥取市より借用中の校地の契約期間がすでに満了しているので、直ちに更新手続すること。

米子東高等学校 昭和二十九年六月二日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

木 南 貞 治

監査概況

一 本校は、全日制普通科、定時制(夜間)普通科、商業科と通信教育部を併設し学校運営に務力しているものと認められた。

二 定時制夜間部の施設設備充実は未だ不充分である。特に商業課程に必要なタイプライター、計算器等皆無であり、職業教育に徹底を欠くきらいがあるのでこれらは早急に整備すべきである。

三 校舎は総体的老朽建物であり随所に雨漏箇所も見られ教室、廊下等の天井、壁の脱落箇所も多い。特に旧校舎建物の補強施設が腐朽し、危険状態の箇所があるので対処すべきである。

四 二十八年度において二百九十万円をもつて理科関係を主とする校舎一棟増築していたが実験実習に必要な内容設備は果費で見られずPTA経費九十余万円の

援助を得て整備していたが、他経費依存も考慮すべきである。

五 定時制に於て授業料徴収条例第六条を適用し除籍処分してあるが、要は除籍が主でなく、授業料収納に重点を注がねばならない。除籍処分にあつてはあらゆる角度から検討して慎重に処理すべきである。

六 経理出納、その他事務について次の点留意された。

- 1 通信教育授業料徴収について担任講師と密接に連絡し厳格処理すること。
- 2 消耗品受払は大量を教務主任に一括交付しているが物品交付は明確に処理すること。
- 3 奨学生に対し、授業料半免の措置しているものがあつたので適正処理すること。また全免の決定がなされているのを収納し、発見後還付しているが、元帳等の整理が不充分であるので整理すること。

監査概況

米子工業高等学校 昭和二十九年六月二日監査  
監査委員 岸 本 政 嘉  
木 南 貞 治

一 本校舎はモルタル塗建建築であるが随所に腐蝕個所が見られ教室側壁の破損も甚だしい。又スレート瓦が緩み雨漏を生じている。しかしこれは戦時中のスレート瓦であり同型はなく補修に困惑している。改造若しくは徹底した補修が肝要と認められた。

二 生徒数の膨張と職業補導所の同居で校地狭隘となり、P.T.Aの援助により校地一、五〇〇坪拡張の運びとなつたことは結構である。しかし毎回監査に要望するが補導所の移転が実現せず当局の配意を望む。

三 生徒数(男七四九名、女一七名)に比し自転車置場の既設は三十台収納する程度で狭いため渡廊下、その他に放置して雑然としている。校舎内外並びに倉庫の整備を要し今少し清潔整頓に留意されたい。

四 女生徒は僅少であるが脱衣場の施設がない。又井戸

が二基あるがポンプ故障のため放置しているので修理の上活用すべきである。

五 出納経理その他事務の処理で次の点留意されたい。

1 授業料徴収事務は一層嚴格に処理すること。即ち現金領収書を発行しながら現金出納簿も記帳せず預金通帳により適時納付書により収入していた。又収入伺書も調整せず処理している。

2 入学志願書を整理保管すること入学志願書の処理は出納員の管理外の觀念であつたが収入証紙の關係があるので充分注意すること。また証紙の出納は八一人であるが志願書は一七二枚で六三九枚不明であつた。

米子西高等学校 昭和二十九年六月三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
木 南 貞 治

監査概況

一 本校は老朽建物であつて本館二階の如きは相当湾曲

している。外観はよいが内部の柱、土台が腐蝕したものが有り講堂の床板及び天井の破損等危険と認められた。また雨漏を生じている箇所もあり雨樋破損のため柱、土台の腐敗を来しつつある、対策が緊要と認められた。

二 校地の一部がP.T.A.の所有(八八一、七二坪)とP.T.A.名義の借用(五〇四、三〇坪)があるこの内農業委員会管理が二〇四坪あるが果移管その他の方策を講じ維持管理に万全を期されたい。

三 小使室隣の物置室は屋根が落ち雨ざらしで雑然としている。また作法室新校舎の便所は汚く使用していないが改造補修の要がある。

四 三基の井戸はポンプ故障のため放置しているが修理の上生徒の足洗、その他供用すべきが得策と認められた。五 校舎内外の清掃は概ね良好と認められたが玄関の自転車放置は適当でない自転車置場を設け整然とされたい。

六 出納経理その他事務は概ね適正であるが今後左の点留意されたい

1 転入学の手数料の調定収入は義務発生と同時に実

施すべきである。なお昭和二十八年五月一日(兵庫果より)転入者に対し証紙を添付しているが現金領収が適当である。

2 産業教育振興法に基き電気洗濯器を購入しているが電気設備がなくまた天火も倉庫に死蔵されている折角の施設であるので効果的に利用すること。

法勝寺農業高等学校 昭和二十九年六月三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
木 南 貞 治

監査概況

一 本校は昨年十一月米子南校より分離独立し農業高校として新発足しているが施設設備の不完備、内容の貧弱等諸種の事情によつて学校運営に尠からぬ支障を生じていたものと認められた。特に校舎は元の老朽校舎であつて、二十七年年度において一棟(普通教室二、特別教室一、その他二)を新築しているが建物のみで内容設備費は、果費で見られず全校生徒よりの拠出金、二十

三万余円をもつて内容充実に努めている実情であつたので新設校に対する諸設備は教育の機会均等の面から優先的に充分考慮すべきである。

二 校地は国有地三三八坪と民有地一、三三四坪に別れこの中、民有地分は果立移管当時に対し借地権の寄附採納されているが(採納昭和二十三年五月一日)その後経過も不明でこの中一部借地料を学校後援会で負担しているもの、また一部には境界が不明のため民間が畑として耕作しているものがあるので何れにしても早急に調査の上明確にすべきである。

三 農業実習地は水田、六反余畑三反余、山林七町歩で実習しているがすべて借用地であり、これらの実習運営は非公式に処理しているので今後公会計に切替え運営すべきである。

四 現在の調理室、被服室の校舎(平屋建瓦葺)は全面的に腐朽し雨漏箇所も大であるので早急補修するよう当局の配意を望む。

五 校舎周辺は民家と接觸している関係防火対策につ

ては特に遺漏のないよう留意されたい。  
六 経理出納その他の事務処理について次の点留意されたい。

1 授業料徴収及び納付事務は一層厳格を期すること。  
2 財産台帳を作成し建物その他の財産管理の万全を期すること。

3 山林七町歩(部落有五町、民有地二町)借用し分収造林しているが民有地に対する地上権設定してないので設定を行うこと。

由良育英高等学校 昭和二十九年六月四日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

木 南 貞 治

監査概況

一 本校の罹災復旧については関係当局の努力により逐年整備され本年度においても経費八百万円をもつて本館(六教室及び管理室)の新築を見ていたことは結構であるが、しかし未だ特別教室、体育館、便所等附属

施設の新設は急を要するものと認めためたので善処されたこと。

二 由良、八橋、赤碓の定時制分校は一応の獨立校舎を有しているが、特別教室及び附属諸施設不完備特に農業実習地は皆無であつて眞の実習教育は望み難く極めて憂慮すべき実情であるのでこれに対しても当局の善処が望ましく。

三 校舎と運動場間の陸橋架設の問題については昨年度監査の際にも指摘したが今なお放置していることは遺憾である。鉄道当局との了解もついているようであるから早急予算措置を講じ架設するよう当局の配意を促した。

四 本校の財産管理について次の点留意されたい。

1 由良校舎(旧女学校)の一部を地元小学校に貸与しているが、建物管理上の責任が明確でない。

2 八橋校舎(元青年学校)は果立移管当時地元より移管されているようであるが当時の状況不明のまま、今日に到つているので調査し善処すること。

3 財産台帳を作成の上財産の取得管理処分は明確にすること。

1 農業実習地(水田二反)を生徒会名義で借用していたが、公的に借用すること。

2 授業料収入状況は七月と十二月以降収入未済額は全然なく順調な成績を挙げていることはよろしい。校長、出納員、ルーム担任との連絡の緊密化によるものと思料されるが、定時制に於て担任が一時立替ることがあるようであるが適策とは考えられないので考究すること。なお分校分徴収金はルーム担任へ会計し出納員となつており別段現金引継簿等作成していないので、その取扱については慎重を期すること。

3 授業料徴収元帳に押印の領収印は正規のものでなく、なお徴収月日の不明であり適正でないので、諸帳簿と照合整理すること。

4 授業料収納金払込がおくれているので迅速に処理

すること。

倉吉東高等学校 昭和二十九年六月四日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

” 木 南 貞 治

監査概況

一 本校は日常の維持管理に注意し補修に努めているが、講堂、理科室は四十年以上経過した老朽建物であり考慮されたい。また講堂兼体育館は天井、床板等破損個所多く収容力は生徒の半数に過ぎず狹隘である。

二 工業科は逐次整備されつゝあるが、木型仕上各工場材料試験室、原動機工場、電気工事室、電気工作室、照明室、実験室、電気変電所等未完成施設が多い。また機棒科実習工場は土間であり衛生上からしてもセメント張とすべきであり鑄物工場にも水道施設をする要がある。

三 防火施設は不充分である。防火貯水池の設置方を監査つ度要望したが実現せず一旦有事の際は水圧低く

不安である。これに関し市消防署よりの要請もあり実現方につき一層の配意と援助を望む。

四 校舎周辺の側溝が泥水充満し非衛生的であり且つまた校舎の保存管理上からしても側溝整理をなし排水対策を考究すべきである。

五 出納経理その他一般事務は概ね適正と認めしたが左の点留意されたい。

1 現金出納と授業料の徴収が不突合である。現金出納は実際を明確に記入すること。また収入簿及び物品出納簿は事務能率を考慮し処理すること。

2 機棒科の旋盤機械十一台は補導所の所有物であり保管々理し教育に使用しているが保管転換を受け所有権を明確にすること。

倉吉西高等学校 昭和二十九年六月四日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

” 木 南 貞 治

監査概況

一 本校は全日制普通科(六〇八名)家庭科(一六二名)を設置しているがこれを男女共学制について見ると全校生徒七三六名の内男子は僅か三四名の構成であつて

その歩合は四・四％に達しない状況であり勢い共学の効果は減殺し共学に必要な施設或は、授業種目等教育上相当苦慮しているがその反面共学の実効は著つていない。これらの実情からして経済的に見てもまた運営の面からしても男女同数程度の共学制を採るか、若しくは別学とする等して合理的運営を図るべきと思われるので当局の慎重なる考究を望む。

二 校舎は生徒定員に比し辛じて学級数だけの教室しかとれず予備教室もない実情である。また施設設備の状況は一般に男子に対するもの不完備、理科設備特に実験室の不備、器具の貧弱等、指摘されるので充分配慮が必要と認められた。

三 校舎その他建物の管理状況は大体よいが、本館屋根は旧來のスレート葺きであり雨漏箇所が多くその補修も規格の点で困難であるので全面的措置が必要と認め

た。

四 経理出納その他事務につき次の点留意されたい。

1 物品出納簿に登記後、学校内規により物品取扱者に一括貸与し(貸与簿)然る後、整理簿により各担任を記載し事務簡素化と責任の明確を期すること。

2 顕微鏡等高価なものは、その番号を台帳に記入しておくこと。なお六台中一台使用不能であるので適当に処置すること。

青谷高等学校 昭和二十九年六月七日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

” 木 南 貞 治

監査概況

一 第二校舎は旧青年学校(明治四十年建設)を移転改築したもので老朽であり使用に耐えない状況にある。従つて校長室、事務室、職員室は本館の普通教室を使用

しており教室不足を来している。音楽室、図書室もなく、当局の格別な配意を要望する。

二 本校敷地は砂地であり、降雨の際校庭等の砂を流し、校舎の土台を洗つてゐる。校舎の維持管理上対策が必要であつて、側溝整備及び整地も実施されたい。

三 防火対策は充分でない、消火液二個と消火用バケツ四〇個常備しているが水利は井戸のみであり有事に備へ貯水池の設置が肝要と認められた。なお防火帯を兼ね玄関前の民有地買収も必要と思考する。

四 校地排水溝の終末がないため道路上に流れ附近の民家に迷惑を及ぼしている急速に対処すべきである。

五 経理その他事務の処理は概ね適正と認められた。

鳥取盲学校 昭和二十九年八月三十一日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
" 木 南 貞 治  
" 加 藤 定 治

監査概況

一 本校は昭和二十七年四月鳥取市大火災に罹災し鳥取東高校体育館にて運営していたが、総工事費二千三百三十七万四千円で旧練兵場跡に鉄筋コンクリート造りのモデル建設を計画し、二十八年九月着工、本年四月竣工し移転をした。その間校長始め職員は、仮校舎の授業、復旧への折衝に努め全国的に優秀な施設となつたことは関係者の協力と共に結構である。

二 建築は近代施設として竣工したことは欣ばしいが、維持管理費(光熱水費、消耗品、燃料費)が僅少であり予算の再検討を要する。なお内容施設が不充分で特に理科のあんま師、はり師、きゆう師、養成学校としての認定基準に副うべく備品等は中途半端に陥ることのないよう整備されたい。

三 新築の校舎渡廊下に自転車駐車をしていたが自転車置場の設置を要する。又四囲が雑草で雑然としていたが整備し美化に努められたい。

四 本館に雨漏箇所を生じ手直しを命じていたが壁に亀裂を生じており塗替を要する。又物置、石炭置場に地

下水が滲透していたが補強を要する。

五 毎年要望する事項であるが就学生が悪く推定二九〇名に対し漸く五四名である。観誘募集経費(旅費)の増額を計り不幸児の就学については関係町村に連絡し啓蒙されたい。

六 出納経理は概ね適正と認められたが今後左の点留意されたい。

1 財産台帳の整備が不充分である。土地建物その他主管課より引継し維持管理に万全を期されたい。

2 鳥取図書館、点字分館の図書整備は良好である。しかし図書の送付が口頭でなされていたが公文書により、保管の適格を期されたい。

鳥取ろう学校 昭和二十九年八月三十一日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
" 木 南 貞 治  
" 加 藤 定 治

監査概況

一 昭和二十八年六月給建坪約五百坪の鉄筋コンクリートの近代的校舎が竣工し、七月より理想的な環境で教育しているが積善学園とも一層連け、を密にし、教育成果を期するよう努力されたい。

二 職業教育は木工科、表具科、被服科の三科であるが、原材料費の果費予算がなく生徒により辛うじて運営している実情である。卒業生の概況を見ると木工従事者がかなり多いようであるが五台(四台新設)の工作台により正規時間外に書類算等を製作しているが、要は自立自活の技能の習得が主目標であるので、生徒の個性能力及び父兄の希望等勘案しその技術練習につき一層努力されたい。

三 盲学校との校地の区分が明確でないので区分し、その管理の適正を期するよう当局は配意すべきである。

四 就学状況は、就学義務者七九名、非義務者一三名であり推定の義務該当者は一一六名で、就学率は六八%の低率である。就学率の低いのは経済的負担にたえられないとか、外聞が悪いとか等で父兄の教育に対する

